

## 八戸市指定障害福祉サービス事業者等監査要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う監査について基本的事項を定め、もって自立支援給付に係る障害福祉サービス等並びに障害児通所給付に係る障害児通所支援事業及び障害児相談支援給付に係る障害児相談支援事業（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）の質の確保並びに自立支援給付、障害児通所給付及び障害児相談支援給付（以下「自立支援給付等」という。）の適正化を図ることを目的とする。

### (監査の方針)

第2条 監査は、指定障害福祉サービス事業者等の自立支援給付対象サービス等の内容等について、障害者総合支援法第49条、第50条、第51条の28若しくは第51条の29又は児童福祉法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の35若しくは第24条の36に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

### (監査対象となる指定障害福祉サービス事業者等の選定基準)

第3条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行うものとする。

#### (1) 要確認情報

- ア 通報、苦情、相談等に基づく情報
- イ 市、相談支援事業所等へ寄せられる苦情
- ウ 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

#### (2) 運営指導において確認した情報

障害者総合支援法第10条第1項若しくは第11条第2項又は児童福祉法第21条の5の22第1項若しくは第24条の34第1項により指導を行った市が指定障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反等

### (報告等)

第4条 指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(監査結果の通知等)

第5条 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

2 前項の規定により当該指定障害福祉サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

(行政上の措置)

第6条 指定基準違反等が認められた場合には、障害者総合支援法第49条、第50条、第51条の28及び第51条の29並びに児童福祉法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の35及び第24条の36の規定に基づき、次に掲げる行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

ア 指定障害福祉サービス事業者等に障害者総合支援法第49条第1項、同条第2項若しくは第51条の28第1項若しくは第51条の28第2項又は児童福祉法第21条の5の23第1項若しくは第24条の35第1項に定める指定基準違反等の事実が確認された場合、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

イ 勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ウ 勧告を受けた場合において当該指定障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

ア 指定障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

イ 命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

ウ 命令を受けた場合において、当該指定障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消し等

指定基準違反等の内容等が、障害者総合支援法第50条第1項各号、同条第3項で準用する同条第1項各号若しくは第51条の29第1項各号若しくは第51条の29第2項各号又は児童福祉法第21条の5の24第1項各号若しくは第24条の36各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

(聴聞等)

第7条 監査の結果、当該指定障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、

同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(経済上の措置)

第8条 励告、命令、指定の取消し等を行った場合に、自立支援給付等の全部又は一部について当該自立支援給付等に関する市町村に対し、障害者総合支援法第8条第1項若しくは児童福祉法第57条の2第1項に基づく不正利得の徴収として徴収を行うよう通知するものとする。

2 命令又は指定の取消し等を行った場合には、原則として、障害者総合支援法第8条第2項若しくは児童福祉法第57条の2第2項の規定により、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

(監査従事職員の心得)

第9条 監査の実施に当たっては、関係法令に基づき、常に公正普遍かつ懇切丁寧な姿勢をもって臨み、指定障害福祉サービス事業者等から理解と積極的かつ自主的な協力が得られるように配慮する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、監査について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。